

# 議案審議状況

## 本会議・委員会から

### 本会議

◆狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【提案理由】

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

【主な質疑】

・地方分権、地方自治の姿勢はどこに行ってしまったのか。

【結果】賛成多数の可決

◆平成18年度狛江市一般会計補正予算(第2号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

(歳入)

・狛江市の地方交付税は、前年度比何%か。

・基準財政需要額の中身をどのように分析しているのか

・市職員の減のペースは、狛江市の基準財政需要額を押し上げて原因となるか。

・臨時財政対策債1140万円を発行しなければならぬ理由とその用途は。

・臨時財政対策債に安易に頼るべきではないかと思うが、認識は。

・平成20年度借金がピークになるが、減債基金積立金5000万円で平成20年度の返済に耐えられるのか。

(歳出)

・市民プールの改修工事実施設計が今回提案されているが、改修までどのように進めるのか。

・市民プールの今回の改修でどのくらい耐用年数の延長が可能か。

・市民要望を受け入れた市民プール改修を進めてほしいが、赤字の施設のあり方について検討したか。

・来年度プールが改修のため使えないが、楽しみにしている市民への対策はどのように考えているか。

・市民プールの施設をプールだけでなくいろいろな施設として利用を考えているか。

・市民プール改修の資金計画はどのようなか。

・アクションプランを進める中、市民プール改修が出た。財政再建をどのように進めるのか。

・市道32号線のプール側の歩道整備はいつ行われるのか。

・来年度1年間市民プールは使えない。学校プールの運用を積極的に図るべきだが、教育委員会の見解はどのようなか。

・市道34号線の安全対策の今後の見直しは。

・消防団の指令システムの概要はどのようなか。

【結果】賛成全員の可決

◆平成18年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【提案理由】

国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成18年度狛江市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

【提案理由】

老人保健医療特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成18年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

介護保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

### 社会常任委員会

◆狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

部を改正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市子ども家庭支援センター条例

【提案理由】

子ども家庭支援センターを設置し、その管理及び運営について定めるとともに、指定管理者にその管理を行わせることができることを規定するため。

【結果】賛成全員の可決

【主な質疑】

・虐待にも対応できる人を配置するというのが、どのような人の配置を考えているか。

・児童相談所等との連携は、どのようにするか。

【結果】賛成全員の可決

### 環境建設常任委員会

◆道路の認定について

【提案理由】

市道第878号線の道路の認定を行うについて、道路法第8

条の規定による。

【主な質疑】

・道路の認定については、申請の道路の形態・線形を尊重しながら認定するのか。

【結果】賛成全員の可決

◆道路の認定について

【提案理由】

市道第880号線の道路の認定を行うについて、道路法第8条の規定による。

【結果】賛成全員の可決

### 決算特別委員会の設置

9月26日の本会議において決算特別委員会を設置されました。

委員長 井上 城治

副委員長 西村 あつ子

委員 須田 繁美

委員 栗山 欽行

委員 池座 俊子

委員 清水 信之

委員 佐々木 貴史

委員 田岡 恭子

### 可決された意見書

第3回定例会では、4件の意見書が提出され、うち2件が可決されました。可決された意見書を紹介いたします。

乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃と小学生・中学生への対象拡大を求める意見書

子育て世帯へのニーズ調査で、行政の支援に関する要望として最も多いのは、「子育て費用の助成」「経済的支援」である。特に子どもが病気にかかったとき、医療費の心配なく病院に行ける条件をつくってほしいというのは、子育て世帯の切実な願いと言える。

東京都の乳幼児医療費助成制度は小学校就学前までしか対象とせず、所得制限を設けているのが現状である。各自自治体においては、それぞれの判断により「子育て支援政策」の一環として、対象範囲などを柔軟に拡大している経緯があり、その財政負担を各自自治体が生かしているという現状が続いている。

この問題を早期に解決するため、広域自治体としての東京都が役割を果たすべきである。東京都が所得制限を撤廃すれば、市町村とそこに住む住民への支援が拡大され、自治体独自のその他の支援策を拡充する条件も広がる。よって狛江市議会は東京都に対し、乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃するとともに、対象を小学生・中学生までに拡大することを強く求めるものである。

超低金利時代と言われる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超える借り入れをして苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限(年15%20%)は上回るが、出資法の上限(年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%)よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中先般最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

また国では、平成19年(2007年)1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日も早く解消すべきである。

よって狛江市議会は国会及び政府に対し、法改正に当たっては下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。

2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を撤廃すること。

3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

4 保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。

平成18年度 一般会計補正予算(第2号)の主な内容(歳出) (単位:千円)

|      |               |                    |         |
|------|---------------|--------------------|---------|
| 総務費  | 計算事務費         | 税総合システム改修委託        | 7,350   |
|      | 諸費            | 過年度国、都支出金等還付金      | 18,193  |
| 民生費  | 社会福祉総務施設      | 嘱託職員報酬             | 1,890   |
|      | 社会福祉施設        | 地域センター高圧気中開閉器等設置工事 | 2,570   |
|      | 学童保育費         | 学校110番設置委託         | 1,512   |
| 土木費  | 交通安全対策非常消防    | 市道34号線交通安全施設工事     | 2,671   |
| 消防費  | 消防団指令システム設置委託 |                    | 3,116   |
| 教育費  | 学校給食費         | 給食調理嘱託員報酬          | 3,815   |
|      | 体育施設費         | 市民プール改修工事実施設計業務委託  | 5,366   |
| 公債費  | 元金            | 東京都区市町村振興基金一括償還    | 3,000   |
| 諸支出金 | 財政調整基金        | 財政調整基金積立金          | 202,438 |
|      | 減債基金費         | 減債基金積立金            | 50,000  |

### 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書